

令和8年長審第1号

裁 決

貨物船A養殖施設損傷事件

受 審 人 a

職 名 A船長

海技免許 五級海技士（航海）

本件について、当海難審判所は、理事官丸田稔出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人aの五級海技士（航海）の業務を1か月停止する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生 of 年月日時刻及び場所

令和7年1月28日00時29分半

熊本県天草港富津港区

2 船舶の要目

船 種 船 名 貨物船A

総 ト ン 数 499トン

登 録 長 65.08メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 735キロワット

3 事実の経過

(1) 設備等

Aは、平成21年2月に進水し、バウスラストを備えた鋼製の貨物船兼砂利運搬船で、船体後部に操舵室を設け、同室に1号及び2号の各レーダー、GPSプロッター、GPSコンパス、電子海図システム、操舵スタンド、機関遠隔操縦装置等が組み込まれたコンソールを装備していた。

(2) 天草港富津港区等

天草港富津港区は、熊本県天草下島西岸に面した崎津湾の湾奥に位置し、区画漁業等が行われており、天草崎津港灯台から138度（真方位、以下同じ。）820メートル、140度960メートル、155度980メートル及び160度820メートルの各地点により囲まれた区域に令和5年9月1日から同10年8月31日までの間、熊本県知事がX漁業協同組合に対して免許した第1種区画漁業の免許番号天区第516号（以下「516漁区」という。）が区画されていた。

また、516漁区の北側及び西側の外縁には、光達距離が3.5キロメートルで、毎4秒に1回の黄色閃光を発する簡易標識灯1基がそれぞれ設けられていた。

そして、516漁区には、魚類小割式の養殖施設が設置されていたほか、516漁区の位置が海上保安庁ホームページの海洋状況表示システム及び同庁発行の漁具定置箇所一覧図にそれぞれ示されていた。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a受審人ほか4人が乗り組み、スラグ1,800トンを積

載し、船首3.6メートル船尾4.9メートルの喫水をもって、令和7年1月26日12時40分兵庫県東播磨港を発し、天草港富津港区の物揚場に向かった。

発航するに当たり、a受審人は、崎津湾から天草港富津港区の物揚場に至る水域を航行するのが初めてであった上、同物揚場に至る水域の水路事情を承知していなかったが、内航貨物船の船長職として従事する中で海岸付近に数多くの養殖施設が設置されている状況を見てきたことから、崎津湾に入湾した後に減速し、湾奥に通じる水域の中央部を予定経路とすれば航行の支障となるものはないと思い、海洋状況表示システムを活用したり漁具定置箇所一覧図を入手したりして崎津湾から天草港富津港区の物揚場に至る安全水域を調べるなど、水路調査を十分に行わなかった。

こうして、a受審人は、1号及び2号の各レーダー、GPSプロッター並びに電子海図システムをそれぞれ作動させ、船橋当直を自身、一等航海士及び二等航海士が単独で入直する4時間3直の輪番制として瀬戸内海及び響灘を経由したのち、翌27日21時30分長崎港西方沖合で昇橋し、一等航海士から船橋当直を交替して同沖合を航行した。

a受審人は、崎津湾に至り、操舵スタンド後方に立ち、操舵を自動操舵から手動操舵として操船に当たり、1号レーダーを1海里レンジに、2号レーダーを2海里レンジに、GPSプロッター及び電子海図システムを1.5海里レンジにそれぞれ切り替え、翌28日00時22分少し過ぎ天草崎津港灯台から239度650メートルの地点で、針路を108度に定め、5.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）に減じて進行した。

a受審人は、天草港富津港区に入域して続航し、516漁区の存

在に気付かず、５１６漁区に向首進行し、針路を左方に転じる時機を見計らいながら続航していたところ、右舷方至近に黄色閃光を視認したものの、どうすることもできず、００時２９分半天草崎津港灯台から１４３度８５０メートルの地点において、Ａは、原針路及び原速力で、５１６漁区の養殖施設に乗り入れた。

当時、天候は曇りで風力３の西北西風が吹き、潮候は下げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

その結果、船首部船底外板に擦過傷を、養殖施設は網等に切断等をそれぞれ生じた。

（原因及び受審人の行為）

本件養殖施設損傷は、天草港富津港区に向け、東播磨港を発航するに当たり、水路調査が不十分で、夜間、天草港富津港区において、５１６漁区に向首進行したことによって発生したものである。

ａ 受審人は、天草港富津港区に向け、東播磨港を発航する場合、崎津湾から天草港富津港区の物揚場に至る水域を航行するのが初めてであった上、同物揚場に至る水域の水路事情を承知していなかったから、航海を成就することができるよう、海洋状況表示システムを活用したり漁具定置箇所一覧図を入手したりして崎津湾から天草港富津港区の物揚場に至る安全水域を調べるなど、水路調査を十分に行うべき注意義務があった。しかし、同人は、内航貨物船の船長職として従事する中で海岸付近に数多くの養殖施設が設置されている状況を見てきたことから、崎津湾に入湾した後に減速し、湾奥に通じる水域の中央部を予定経路とすれば航行の支障となるものはないと思い、水路調査を十分に行わなかった職務上の過失により、夜間、天草港富津港区において、５１６漁区の存在に気付かず、５１６漁区に向首進行して養殖施設に乗り入れる事態を招

き、船体及び養殖施設にそれぞれ損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の五級海技士（航海）の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 8 年 5 月 2 6 日

長崎地方海難審判所

審判官 永 木 俊 文